

一般財団法人滋賀県市町村職員互助会運営規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年2月18日

一般財団法人滋賀県市町村職員互助会
理事長 岩 永 裕 貴

令和4年規則第 1 号

一般財団法人滋賀県市町村職員互助会運営規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

一般財団法人滋賀県市町村職員互助会運営規則の一部を改正する規則(平成27年2月25日規則第1号)の一部を次のように改正する。

付則第3項中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

付 則

(施行期日)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(改正理由)

平成27年10月より掛金及び負担金の算出基礎を給料月額から標準報酬月額とし、併せて掛金及び負担金の率を見直し、掛金の率については、令和4年3月31日までの間、標準報酬月額の「1000分の3.6」を「1000分の3.3」としているが、責任準備金や事業実施の状況、給与水準、金利の動向を鑑み、毎事業年度の事業計画及び予算の策定の際に見直すこととしており、その見直しの結果を踏まえて、所要の規定整備を行う必要があるため、改正するものである。

一般財団法人滋賀県市町村職員互助会運営規則の一部を改正する規則 新旧対照表

(下線は改正部分を示す。)

改 正 前 (旧)	改 正 後 (新)
<p>付 則(平成27年2月25日規則第1号) 1及び2 (略)</p> <p>3 施行の日から令和4年3月31日までの間、改正後の運営規則第36条の規定の適用については、同規則第36条中「1000分の3.6」とあるのは「1000分の3.3」とする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>付 則(平成27年2月25日規則第1号) 1及び2 (略)</p> <p>3 施行の日から令和5年3月31日までの間、改正後の運営規則第36条の規定の適用については、同規則第36条中「1000分の3.6」とあるのは「1000分の3.3」とする。</p> <p>4 (略)</p>